

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 片柳川越線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
宮田一九五番五地先まで 番一地从り同市大字寺山字 川越市大字寺山字宮田一九九	目一六番一地从り先まで 番一地从り同市石原町二丁 川越市大字寺山字宮田一九九	区 間
一七・一〇〃 一七・一〇	四・七〇〃 一七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
九一・九三	七七二・一二二	延長 (メートル)
旧道の一部は、川越市に引き継ぐ。		備 考